

参考資料

浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱（平成25年告示第8号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後			改 正 前		
<p>第1条 浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱（平成25年告示第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき放課後等デイサービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき地域生活支援事業のうち日中一時支援を行う事業所の設置者に対し、当該医療的ケアに要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>別表（第2条第1項）</p>			<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき地域生活支援事業のうち日中一時支援を行う事業所の設置者に対し、当該医療的ケアに要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>別表（第2条第1項）</p>		
補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額	補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額
1 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う市内の事業所であって、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの	経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。)	日額 9,825円	1 <u>次の各号のいずれかに該当する市内の事業所であって、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの</u> (1) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u> （主として	経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。 <u>ただし、補助対象事業所の欄の第1号に該当する事業所が、児童福祉法に基づく障</u>	日額 9,825円

(下線の部分が改正部分)

改正後			改正前		
			<p><u>同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を通わせるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第44号)第2条第4号に規定する日中一時支援を行う事業所</u></p>	<p>害児通所給付費として医療連携体制加算を請求した日及び看護職員加配加算を請求した月に係る人件費については、補助対象外とする。</p>	
<p>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</p>	<p>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</p> <p>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</p> <p>(2) 旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</p>	<p>年額 9,600,000 円</p>	<p>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</p>	<p>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</p> <p>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費 <u>(1の項の補助対象経費の対象となる看護師を除く。)</u></p> <p>(2) 旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</p>	<p>年額 9,600,000 円</p>
<p>第2条 <u>浦安市重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき放課後等デイサービスを行う事業所の設置者に対し、当該医療的ケアに要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則(昭和53年規則</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき放課後等デイサービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき地</p>		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前															
<p>第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p><u>別表 (第2条第1項)</u></p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="239 488 600 528">補助対象事業所</th><th data-bbox="600 488 958 528">補助対象経費</th><th data-bbox="958 488 1122 528">補助基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="239 528 600 823"><u>総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u></td><td data-bbox="600 528 958 823"><u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u></td><td data-bbox="958 528 1122 823"><u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u></td></tr></tbody></table> <p>附 則 この告示は、<u>公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額	<u>総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u>	<u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u>	<u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u>	<p><u>域生活支援事業のうち日中一時支援を行う事業所の設置者</u>に対し、当該医療的ケアに要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p><u>別表 (第2条第1項)</u></p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1200 488 1559 528">補助対象事業所</th><th data-bbox="1559 488 1917 528">補助対象経費</th><th data-bbox="1917 488 2085 528">補助基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1200 528 1559 967"><u>1 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う市内の事業所であつて、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの</u></td><td data-bbox="1559 528 1917 967"><u>経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。</u></td><td data-bbox="1917 528 2085 967"><u>日 額 9,825</u> <u>円</u></td></tr><tr><td data-bbox="1200 967 1559 1222"><u>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u></td><td data-bbox="1559 967 1917 1222"><u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u></td><td data-bbox="1917 967 2085 1222"><u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u></td></tr></tbody></table>	補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額	<u>1 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う市内の事業所であつて、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの</u>	<u>経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。</u>	<u>日 額 9,825</u> <u>円</u>	<u>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u>	<u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u>	<u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u>
補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額														
<u>総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u>	<u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u>	<u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u>														
補助対象事業所	補助対象経費	補助基準額														
<u>1 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う市内の事業所であつて、千葉県重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金届出要領（平成23年4月1日付け千葉県障第836号）に基づき届出をしたもの</u>	<u>経管栄養、たんの吸引等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者に対し、補助対象事業所が看護師による医療的ケアを実施している場合における当該看護師に係る人件費（看護師が複数いる場合においては、各日ごとに事業者が指定する看護師1名の人件費とする。）。</u>	<u>日 額 9,825</u> <u>円</u>														
<u>2 総合福祉センター及び東野地区複合福祉施設内において児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</u>	<u>医療的ケアの実施に係るもので次に掲げる経費</u> <u>(1) 補助対象事業所の看護師に係る人件費</u> <u>(2) 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費</u>	<u>年額</u> <u>9,600,000</u> <u>円</u>														